

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年3月16日開催 主要行等]

1. 年度末に向けた資金繰り支援等について

- コロナ禍の影響が2事業年度目を迎える中で、例えば、「2期連続赤字」といった財務制限条項（コベナンツ）に抵触することも考えられる。こうした場合であっても、これを機械的・形式的に取り扱うことなく、コベナンツの変更・猶予に関する事業者からの相談には迅速かつ真摯に対応していただくよう、お願いしたい。
- 加えて、中堅企業等を含め、財務基盤の強化が必要な事業者には、日本政策投資銀行・商工中央金庫・日本政策金融公庫等による資本性劣後ローンも有効な選択肢の1つとなる。
- 事業者への積極的な周知・提案と、同ローン実施に必要な事業計画の策定支援、また、劣後ローン実施のタイミングで、民間金融機関としてシニアローン等の資金を供給することなど、政府系金融機関と緊密に連携した支援の徹底をお願いしたい。
- また、今月4日には主要行等を対象として、資金繰り支援等に係る要請をさせていただいたところ。今回、特に主要行等を要請の対象とした背景としては、
 - ・ 中小企業に加えて、大企業・中堅企業についても、丁寧かつ積極的な資金繰り支援等を行っていただきたいことに加え、
 - ・ 当庁に対し、貸し渋り・貸し剥がしの懸念の声が届いていることや、
 - ・ 新株・社債・ワラント発行などグループ証券会社との連携について、優越的地位の濫用ではないかとの懸念の声が届いていること、がある。
- 優越的地位の濫用防止について適切な措置が講じられているか検証するとともに、利益相反等の不適切な行為がないか、通常よりもきめ細かに、頻度高く、個別具体的に検証をしていただき、検証結果を踏まえ、適切な対応

に努めていただきたいと考えている。

- 改めて、これまでの累次の要請を含めて各営業拠点に周知徹底し、事業者
に寄り添った対応となっているか、随時点検を行っていただきたい。

2. 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」について

- 一時支援金については、2月末から登録確認機関の登録が始まっており、
3月15日時点で、主要行等7行を含む100行の銀行に登録機関として登録
申請いただいていると承知しており、感謝申し上げたい。
- 当初、対応可能ブラウザの種別が限られていたため一部金融機関におい
ては登録が実施できなかった、コールセンターの対応振り等が統一してい
ない等の事情があったが、順次改善しているところであり、引き続き、顧客
事業者に対する支援の観点からご協力をお願いしたい。
(※) Microsoft Edge、Firefox に対応済み。IEについては、サポートが切れることか
ら対応予定なし。
- なお、3月8日にも周知させていただいた通り、一時支援金の担保の設定
や差押えの判断にあたっては、事業者の事業継続に支障を来すことがない
よう、事業者の状況を踏まえた特段の配慮をお願いしたい。

3. システム障害・IT ガバナンスについて

- 銀行業がシステムと不可分となっている中で、短期間で原因の異なるシ
ステム障害が複数回発生し、個人・法人の利用者に対して、大きな影響を及
ぼしている。
- 足許のシステム障害発生を見るまでもなく、金融機関において IT ガバナ
ンスは極めて重要。障害が発生した先を含め、通年検査の中で、システム開
発・運用・変更等に際して十分な対応がなされているか等、2線、3線の牽
制機能も含めて、IT ガバナンスを確り検証する。
- また、障害発生時における顧客影響を最小限にとどめるための対応等
についても検証し、それぞれの課題の改善に向けて対話を深めてまいりたい。

4. 銀行システム障害と利用者への対応について

- 先般、主要行において、システム障害の発生により、休日に ATM やインターネットバンキングが利用できなくなったほか、キャッシュカードや通帳等が ATM に取り込まれ、長時間にわたり返却がなされなかったなど、利用者にとって大きな影響を及ぼす事案が生じた。
- システム障害の真因については現在究明中であると承知しているが、今般の一連の障害を踏まえ、各金融機関においては、自行のシステムリスクについて点検をお願いしたい。なお、金融庁としては、システム障害発生リスクを低減させることはもちろんだが、障害が起きることを前提とした上で、障害発生時の連絡体制を含めた復旧対応能力や顧客案内や周知等といった対応もまた重要と考えている点に、留意いただきたい。
- 金融庁では、システム障害発生後、既に注意喚起を実施したところであるが、早速、今回の事案を踏まえて自行の状況を点検し、金融機関の中には、新たな取扱いルールの検討を行うなどの取組みを行っている事例もあると承知している。

(参考) 今回のシステム障害発生後の金融機関の対応・参考事例

- ・ 今回の事案を踏まえた新たな取扱いルールの検討を行っている事例
 - ・ システムの移行・更新作業におけるシステム上の負荷に関する事前検証について、過去のシステム負荷の状況を勘案してテストを実施し、実際の作業についても作業日程や時間帯を考慮して行っている事例
 - ・ ATM の仕様を確認するとともに、障害発生時において、ATM における取引類型に応じてキャッシュカード等の自動排出機能を定めている事例
 - ・ ATM 提携先と改めて障害時の顧客対応等について確認を行っている事例
 - ・ 休日に障害が発生した場合の本部関係部署への連絡体制や各営業拠点における顧客対応の実効性について再点検を行っている事例
- このほか、「主要行等向けの総合的な監督指針」(※)に記載のとおり、大規模な障害発生時の広報対応等のコンティンジェンシープランについても監督上の着眼点としており、ご確認いただきたい。

(※) III-3-7 システムリスク

- また、全国銀行協会においても、現時点の情報を基にして3月15日に申し合わせを行ったと聞いており、当該申し合わせも踏まえ、引き続き会員行において、必要な点検を行っていただきたい。

5. ドコモ口座等を通じた不正出金事案を踏まえた「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正について

- ドコモ口座等を通じた不正出金事案を受け、令和3年2月26日に「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部を改正した。パブリックコメントでは、131件のご意見が寄せられたところ、各行からもコメントやご意見をいただいた。ご協力に感謝したい。
- 本改正では、資金移動業者等が提供する決済サービスと預金口座とを連携する際における、連携先と協力したサービス全体のリスク評価の実施、連携時における実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの不正防止策の実施、補償方針の策定・周知、相談態勢の整備等について、監督上の着眼点とすることを記載している。
- 各行においては、本改正において記載された監督上の着眼点や、全国銀行協会策定の「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」を踏まえた対応を着実に履行し、適切な業務運営に取り組んでいただきたい。

6. 銀行間手数料の見直しについて

- 銀行間手数料の見直しに向けては、新たなスキームである「内国為替制度運営費」について、近日中に決定を行うべく調整が進められていると承知している。本件は、全銀ネットを中心に、各金融機関にもコスト調査等の形でご協力をいただき、検討が進められてきたものであり、皆様に感謝申し上げます。
- その上で、銀行間手数料は、金融機関が利用者に振込サービスを提供する上での原価を構成するものと理解している。各金融機関におかれては、今回の見直しの趣旨を十分に踏まえ、これをしっかりと利用者に還元する観点

から、振込手数料の在り方について適切にご検討いただきたい。

- また、政府の成長戦略においては、「多頻度小口決済の利便性向上」も掲げられている。この観点からは、少額送金インフラの令和4年度早期の稼働開始に向けた検討が都市銀行等5行を中心に進められているほか、一部金融機関において、月額課金で振込が指定回数無料となるといった仕組み（サブスクリプション）を設けるといった動きがあると承知している。
- 各金融機関においては、今回の銀行間手数料の見直しも一つの契機として、キャッシュレス化といった社会的要請も踏まえ、決済における利用者利便の向上に取り組んでいただきたい。

(参考) 成長戦略実行計画 (令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

第3章 決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備

1. 決済インフラの見直し

(2) 第4次産業革命の進展に伴う決済インフラの構築

①振込手数料の見直し

第4次産業革命の進展に伴い、キャッシュレス決済の利用シーンが拡大する中、決済は多頻度になり、なおかつ少額化している。一方、キャッシュレス決済を提供する店舗への売上の入金も銀行振込によって行われているため、振込手数料の負担がキャッシュレス決済普及の障害となっている。

このため、振込手数料の背景にあるコストの相当部分を占め、40年以上不変である銀行間手数料につき、その見直しを図る。見直しに当たっては、全国的な決済ネットワークインフラを安定的かつ効率的に運営する観点から、全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)(※)が定める仕組みに統一し、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映した合理的な水準へ銀行間手数料の引下げを実施する。

(※) 全銀システムを運営する一般社団法人

②多頻度小口決済の利便性向上

多頻度小口で送金する利用者の利便性向上の観点から、振込金額の多寡にかかわらず振込1件ごとに手数料が発生する料金体系について、利用頻度に関わらず定額で手数料を支払う仕組みも設けるなど、料金体系の多様化を促す。

7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 本年も、各金融機関の取引実態や態勢整備の状況、対策の有効性等を定期的に確認し、リスクに応じたモニタリングに活用していくため、3月末時点の定量・定性情報について、ご報告をお願いしたい。なお、今回、報告内容を以下のとおり変更する。
 - ・ 在留外国人との取引状況や継続的顧客管理に向けた各種取組みの進捗状況等、に関する質問項目を追加
 - ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改正（令和3年2月19日）を踏まえた修正

8. FATF によるリスクベース監督に関するガイダンスの公表について

- FATF（金融作業部会）では、3月4日、リスクベース監督に関するガイダンスを公表した。本ガイダンスは、リスクベースに基づくマネロン監督の重要性について、世界の問題意識を示したものであり、こうしたガイダンスがこのタイミングで公表されることは、全世界でマネロン監督の強化が重要課題であると意識されていることを示している。
- 金融庁としても、リスクベース・アプローチを基本的な考え方とする「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を平成30年2月に公表し、本年2月に2回目の改正を行うなど、マネロン対策に係る施策を強化してきたところ。本ガイダンスは、こうした取組みと軌を一にするもの。
- 金融庁では、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動することとしている。本ガイダンスでも、オンサイトかオフサイトかといった監督上の形式面の違いを強調するのではなく、リスクに応じて適切な監督ツールを組み合わせ、リスク低減という監督上の成果を確実にあげることが重要としている。
- また、テクノロジーの活用についても言及がなされている。金融庁としては、AI を活用したシステムを構築し、各金融機関が共同利用することによ

リマネロン対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行っているところ。今後も、テクノロジーを効果的に活用したマネロン対策の効率性・実効性の向上について、官民双方で考えてまいりたい。

- 金融庁としては、本ガイダンスも踏まえ、引き続きリスクベース・アプローチに基づくマネロン監督を深化させる所存であり、皆様におかれてもご対応をよろしく願いしたい。

9. 認知症や要介護の方への金融サービスの提供について

- 全国銀行協会においては、昨年3月に「預金者ご本人の意思確認ができない場合における預金の引出しに関するご案内資料」を作成・公表されているが、各金融機関においては、顧客の事情等を的確に把握のうえで、こうした資料も積極的に活用しながら、顧客に寄り添った対応が行われるよう、改めて周知等をお願いしたい。

10. LIBOR 公表停止時期の明確化及びシンセティック円 LIBOR 構築に関する今後の対応について

- 3月5日、LIBOR 運営機関は、米ドルの一部（1、3、6、12 か月物）は 2023 年6月末、それ以外は本年 12 月末をもって LIBOR の公表を停止する旨、公表した。
- 同日、英国金融行為規制機構（FCA）が、日本円の一部（1、3、6 か月物）は、2022 年 1 月以降の 1 年間に限り、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR（いわゆるシンセティック LIBOR）を構築することについて、市中協議を行うと表明。
- 金融庁及び日本銀行は、3月8日、本邦における今後の LIBOR からの移行対応、及びシンセティック円 LIBOR に対する考えを示した文書を金融機関宛に発出した。

11. サステナブルファイナンス有識者会議における議論の状況について

- 本年1月の初回会合以降、第2回では「企業による気候関連開示の充実」、第3回では「金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供」について議論してきた。
- 第4回（3月2日）会合では、「金融機関によるサステナブルファイナンスの推進」について、有識者、金融実務者（銀行、保険）からのプレゼンテーションに続き、これまでの金融界の取組みを踏まえ、金融機関に期待される事業評価等の役割や、金融機関自身の気候変動リスク管理など、幅広い議論を行った。

（以 上）